

○奈良県情報公開条例

平成十三年三月三十日

奈良県条例第三十八号

奈良県情報公開条例をここに公布する。

奈良県情報公開条例

奈良県情報公開条例(平成八年三月奈良県条例第二十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 行政文書の開示等

第一節 行政文書の開示(第五条—第十八条)

第二節 審査請求(第十八条の二—第二十九条)

第三章 奈良県情報公開審査会(第三十条)

第四章 情報公開の総合的推進(第三十一条—第三十二条の二)

第五章 雑則(第三十三条—第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるも

のとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 図書館、博物館、美術館その他これらに類する県の施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

(平一六条例一〇・平一九条例四六・一部改正)

(解釈及び運用)

第三条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第四条 行政文書の開示の請求をする者は、この条例の目的に即し、適正な請求をするともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第二章 行政文書の開示等

第一節 行政文書の開示

(開示請求権)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第六条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(平一四条例二三・平一五条例二八・平一六条例一一・平一九条例四六・平一九条例四・平二七条例七三・平三〇条例二四・一部改正)

(部分開示)

第八条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合に

において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第二号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第九条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第七条第一号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十一条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十二条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して十五日以内にしなければならない。ただし、第六条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十三条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第十四条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十一条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十五条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第二十条及び第二十一条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事

項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第七条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十九条及び第二十条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一四条例二三・平一六条例一一・一部改正)

(開示の実施)

第十六条 行政文書の開示は、次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 一 閲覧、聴取又は視聴

- 二 別表の中欄に掲げる開示の実施の方法又は奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術活用条例」という。)第五条第一項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)のうち規則で定めるものを使用する方法

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出は、第十一条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正

当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(令六条例二六・一部改正)

(法令等による開示の実施との調整)

第十七条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項第一号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(令六条例二六・一部改正)

(手数料等)

第十八条 開示請求をする者又は第十六条第一項の規定により行政文書の写し(電磁的記録にあつては、別表の中欄に掲げる開示の実施の方法により交付される物を含む。以下同じ。)の交付を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

一 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書一件につき三百円(情報通信技術活用条例第五条第一項の規定により電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示請求をする場合にあつては、二百円)

二 開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示を受ける場合 無料

イ 基本額(第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額。以下同じ。)が前号に定める額に相当する額に達しない場合 無料

ウ 基本額が前号に定める額に相当する額を超える場合(第十六条第四項の規定に基づき更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が同号に定める額に相当する額を超える場合を除く。) 当該基本額から同号に定める額に相当する額を減じた額

- 2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 3 第一項第一号に規定する手数料は、開示請求をする際に、同項第二号に規定する手数料は、実施機関が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。
- 6 実施機関は、開示を受ける者が規則に定める場合に該当すると認めるときは、第一項第二号に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

(令六条例二六・全改)

第二節 審査請求

(平二八条例四〇・改称)

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第十八条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(平一九条例四六・追加、平二八条例四〇・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(平二八条例四〇・追加)

(審査会への諮問)

第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (平一九条例四六・平二八条例四〇・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第二十条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)
- 二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平二八条例四〇・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十一条 第十五条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平二八条例四〇・一部改正)

(審査会の調査権限)

第二十二条 奈良県情報公開審査会は、第十九条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、奈良県情報公開審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、奈良県情報公開審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 奈良県情報公開審査会は、第十九条の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を奈良県情報公開審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、奈良県情報公開審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、奈良県情報公開審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平二八条例四〇・一部改正)

(意見の陳述)

第二十三条 奈良県情報公開審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、奈良県情報公開審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平二八条例四〇・一部改正)

(意見書等の提出)

第二十四条 審査請求人等は、奈良県情報公開審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、奈良県情報公開審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平二八条例四〇・一部改正)

(委員による調査手続)

第二十五条 奈良県情報公開審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十二条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十三条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平二八条例四〇・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第二十六条 奈良県情報公開審査会は、第二十二条第三項若しくは第四項又は第二十四条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料

を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、奈良県情報公開審査会に対し、奈良県情報公開審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を奈良県情報公開審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、奈良県情報公開審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 奈良県情報公開審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 奈良県情報公開審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平二八条例四〇・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第二十七条 奈良県情報公開審査会の行う第十九条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第二十八条 奈良県情報公開審査会は、第十九条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平二八条例四〇・一部改正)

(答申の尊重義務)

第二十九条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(平二八条例四〇・一部改正)

第三章 奈良県情報公開審査会

第三十条 第十九条の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、奈良県情報公開審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、この条例に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について、実施機

関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することができる。

- 3 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 情報公開の総合的推進

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第三十一条 県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第三十二条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、その性格、業務内容等を勘案して当該法人を所管する実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 3 出資法人は、当該出資法人が保有する情報の公開に関し、奈良県情報公開審査会に対し、意見を求めることができる。

(指定管理者の保有する情報の公開)

第三十二条の二 県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者の保有する当該管理に関する情報の収集に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の情報の収集に関しては、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定による指定に係る協定において定めるものとする。

(平一七条例二・追加)

第五章 雑則

(行政文書の管理)

第三十三条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に

管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(検索資料の作成)

第三十四条 実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第三十五条 知事は、毎年一回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第三十六条 次に掲げる行政文書については、この条例の規定は適用しない。

一 刑事訴訟に関する書類及び押収物

二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百十七条第一項に規定する免許漁業原簿

(令二条例二三・一部改正)

(その他)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十八条 第三十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例一一・令七条例六六・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項、第十六条第一項及び第十八条の規定中電磁的記録に係る部分 平成十三年十月一日

二 第二条第一項(公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。)及び第三十八条並びに附則第三項の規定 規則で定める日

(平成一四年規則第三七号で平成一四年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 改正後の奈良県情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 新条例の規定は、附則第一項第二号に掲げる日以後に実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 4 改正前の奈良県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第二条第二項に規定する公文書であって、施行日前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長を除く。)の職員が職務上作成し、又は取得したものについては、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 旧条例第十四条第一項の規定により置かれた奈良県情報公開審査会は、新条例第三十条第一項の規定により置かれた奈良県情報公開審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第四項の規定により委嘱された奈良県情報公開審査会の委員である者は、施行日に、新条例第三十条第四項の規定により奈良県情報公開審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における旧条例第十四条第五項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

- 7 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 8 県が設立した地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなす。

(平二六条例六三・追加)

- 9 成立日前にこの条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で成立日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなす。

(平二六条例六三・追加)

10 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

(平二六条例六三・追加)

別表(第十六条、第十八条関係)

(令六条例二六・追加)

行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。)	ア 複写機により複写したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	一枚につき、十円
	イ 複写機により複写したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	一枚につき、五十円
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
二 マイクロフィルム	印刷したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	一枚につき、十円
三 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	一卷につき、二百五十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	一卷につき、三百円
七 電磁的記録(五の項、	ア 用紙に出力したもの(単色刷りで、A三	一枚につき、十円

六の項又は八の項に該当するものを除く。)	判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	
	イ 用紙に出力したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	一枚につき、五十円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき、六十円
	エ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき、九十円
	オ 光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき、百十円
	カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
八 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
九 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。)	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

附 則(平成一四年条例第二三号)
(施行期日)

- この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一四年規則第一八号で平成一四年一〇月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第七条及び第十五条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求(改正後の条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。))について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年条例第二八号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第一〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第一条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、第一条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会がしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定により地方労働委員会に対してされている請求その他の手続は、この条例の施行後は、第一条の規定による改正後の奈良県個人情報保護条例又は第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例の相当規定により労働委員会に対してされたものとみなす。

附 則(平成一六年条例第一一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第七条及び第十五条の規定は、この条例の施行後にされた開示請求(改正後の条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。))について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第二号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(奈良県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

12 施行日前に第八条の規定による改正前の奈良県情報公開条例(次項において「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては同条の規定による改正後の奈良県情報公開条例(以下この項及び次項において「改正後の情報公開条例」という。)の規定により県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人がしたものとみなす。

13 施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、改正後の情報公開条例の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされたものとみなす。

14 この条例の施行の際現にされている行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)により知事に対してされている不服申立てで施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

附 則(平成一九年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第七三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第四〇号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(奈良県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による実施機関(議会を除く。以下この項において同じ。)の開示決定等についての旧法による不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(奈良県情報公開審査会に係る規定の特例)

- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例の規定による実施機関(議会に限る。)の開示決定等であってこの条例の施行後にされた旧法による不服申立てについては、改正前の条例第二章第二節(第十八条の二を除く。)及び第三十条の規定を適用する。この場合において、改正前の条例第十九条中「実施機関(議会を除く。以下この節及び第三十条第二項において同じ。)」とあるのは、「実施機関」と読み替えるものとする。

附 則(平成三〇年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年条例第二三号)

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定 令和六年六月一日

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の奈良県情報公開条例第十六条第一項及び第十八条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求(奈良県情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(令和七年条例第六六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。